

# 新潟市立大野小学校 いじめ防止に関する基本的な方針

平成29年4月改訂

## 1 いじめ防止の基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、大野小学校の子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築き、充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ問題」を根絶することを目的に取り組む。

## 2 いじめ問題に関する基本的な考え方

### (1) いじめとは（いじめ防止対策推進法第2条1項より）

この法律において「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

### (2) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、絶対に許されない行為である。
- ③ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- ④ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。

### (3) いじめ対応の基本方針

- ① いじめは「どの児童にも、どの学校にも起こり得るもの」であることを認識し、早期発見と迅速な対応に努める。
- ② いじめは、人権侵害であるという強い認識に立ち、指導する。
- ③ 教職員が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように留意し、いじめられている児童の立場に立って援助を行う。
- ④ 「いじめ防止対策委員会」を設置し、正確な事実把握に努め、指導方針、指導内容及び役割分担を明確にし、組織的に対応する。

「いじめ対策委員会」の構成

校長、教頭、教務主任、研究主任、生活指導主任、当該学級担任及び学年主任、教育委員会等の関係機関、スクールカウンセラー、民生委員及び主任児童委員等、PTA会長

## 3 未然防止の取組

### (1) いじめが起こらない学級・学校づくり

- ① いじめの未然防止【いじめを生まない人間関係・学校風土づくり】のために

- ・新潟市の授業づくり，分かる授業・できる授業の実践に努め，児童一人一人が成就感・達成感をもてるようにする。
  - ・一人一人の個性が認められ，活動の場所作りに努める。
  - ・教師や児童の何気ない言動が大きな影響をもつことを十分理解し，言語環境を整備する。
  - ・話し合い活動の充実を図り，進んで問題解決しようとする意欲と姿勢をもたせる。
  - ・学級におけるグループ内での人間関係の把握に努め，グループ別指導などについて見直し，工夫改善を行う。
  - ・「いじめは絶対許されない」「いじめをはやし立てたり，傍観する行為もいじめ同様絶対許されない」という認識を，教育活動全般を通じてもたせる。
- ② いじめを見逃さないために
- ・全教職員が全人格的な接し方を心がけ，日ごろから児童が悩みや不安を打ち明けやすい雰囲気作りに努める。
  - ・今年度よりいじめの早期発見に取り入れ実践している「ほっとふりかえりカード」を「学校生活アンケート」「友達にかかわるアンケート」とともに実施すし取り組むことにより，児童の心情や生活実態のきめ細かい把握に努める。
  - ・小学校においては，いじめの発見が学級担任によるもの，保護者からの訴えで発見することが多いという認識に立ち，日ごろから教職員間あるいは担任と保護者間で情報を共有できる関係づくりに努める。
  - ・インターネット，通信機の付きゲーム機等に関する実態把握をするとともに，情報モラル教育に取り組む。

### ☆いじめの態様

- ① 冷やかす・からかい・悪口・脅し文句，嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ，集団による無視
- ③ 金品をたかられる
- ④ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして蹴られたり叩かれたりする
- ⑤ ひどく叩かれたり，蹴られたりする
- ⑥ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てさせられたりする
- ⑦ パソコンや携帯電話で誹謗中傷される
- ⑧ いやなことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。

### (2) 互いに認め合い，支え合い，助け合う仲間づくり

- ① 自律性と社会性を高める。
- ・学級の友達との「横のつながり」，異学年の友達との「縦のつながり」を意識した人間関係を築く力を高める。  
 学級 クラスタイム，児童会祭り  
 異学年 ふれあいタイム，縦割り清掃班活動，ふれあいウォーク
  - ・学級活動を充実させることによって，自分たちの学級の問題を把握したり，改善策を考えたりしながら，よりよい学級にしていこうとする心情を育て，目標に向かって実践していく力を育てる。

(3) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる

① 人権教育の充実

- ・全教育活動で、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。
- ・子どもの自己理解，他者理解を進め，コミュニケーションの対応の仕方を知る授業等を行う。

② 道徳教育の充実

- ・「いじめ問題」は，他者を思いやる心や人権意識の欠如から発生するという認識をもち，児童の実態に合わせて，道徳授業を行う。
- ・マナーやルールの意味や意義を実感的に理解させ，規範意識を高める道徳授業を行う。

(4) 保護者や地域の方への働き掛け

- ① 授業参観等で全学級が年1回道徳の授業を保護者に公開する。
- ② いじめへの取組や道徳及び学級活動の取組を保護者に積極的に伝える。

4 早期発見，早期対応への取組

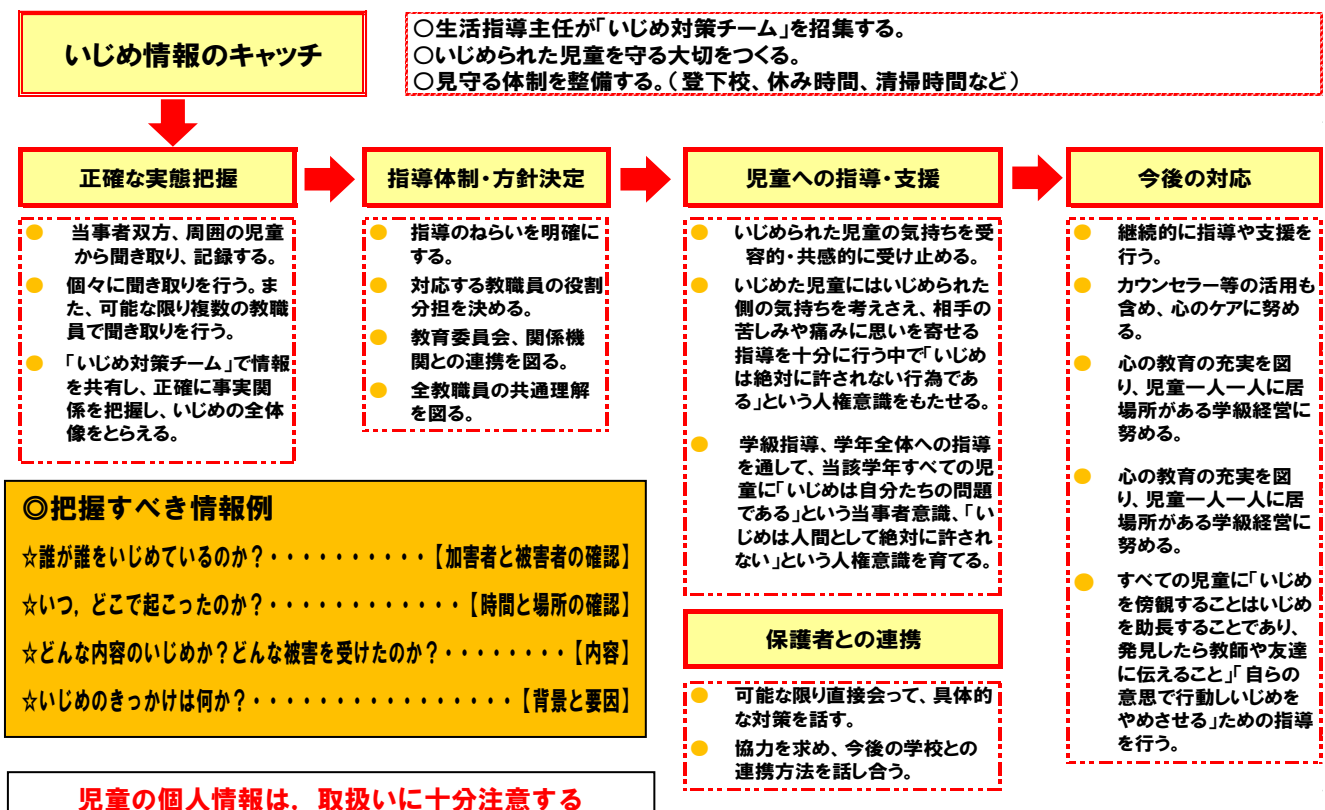
(1) いじめ対応の基本的な流れ(「ほっとふりかえりカード」等のアンケートの活用)

◎いじめ情報のキャッチのために・・・◎

※管理職・学級担任は、「ほっとふりかえりカード」等のアンケートをすべて実施した日に確認し、緊急性の高いものに迅速に対応し、取り組む。

※学級担任は上記以外の事案についても同様に確認を取る。

※管理職はアンケート実施後，1週間以内に全ての事案の対応の進捗状況を確認する。



- ① 現場に居合わせた教師は直ちに暴力・いじめを阻止し現場の状況を見届ける。  
(児童・保護者から申し出があった場合は、だれが・いつ・どこで・だれと・なぜ・どのようにいじめたのかを確認し、記録する。)
- ② 自身または児童を通して学年・学級担任等に連絡し、現場に急行してもらう。  
・関係学年・学級担任・・・該当児童を別室に移し、個別に事情を聞く。  
けがをしている場合は保健室へ。  
・その他職員・・・・・・・・児童管理
- ③ 児童がけがをしている場合は、養護教諭に救急処置を依頼する。場合によっては校長（教頭）の指示を仰ぎ、校医への診断を依頼する。
- ④ 担任（または学年主任）は記録を正確にとり、保存し、今後起こりうることへの対応、または今後の指導に役立てる。記録の写しは、校長・教頭・生活指導主任へも配付する。
- ⑤ 学年主任（担任）は、現時点で知りうる範囲の概要・対応・措置について校長に報告し、指示を仰ぐ。
- ⑥ 双方の保護者に事実を伝え、今後の学年・学校全体の指導や取組について話し合い、理解と協力を得るよう努める。家庭訪問をする場合は、複数(二人くらい)で行く。
- ⑦ 被害者に対しては、校長の指示を受け、その後起こりうる事態に対し、保護者が適切な対応を取ることができるよう助言する。
- ⑧ 全職員には担任（学年主任）が事件の概要を説明し、外部からの問い合わせの窓口は、教頭に一本化する。

#### ☆指導の留意点

##### いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守る

- ・当該児童から話を聞くときは、他の児童の目に触れないように時間や場所に慎重な配慮を行う。
- ・事実確認は「いじめた児童」「いじめられた児童」「周りの児童」それぞれ別の場所で（可能な限り）同時に行う。

##### 事実確認と情報の共有

- ・いじめ行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とする。

#### (2) いじめが起きた場合の対応

##### ①いじめられた児童に対して

- ・心情を受け止め、児童の立場になって理解するように努める。
- ・事実確認とともに、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで味方であること」「秘密を守ること」「必ず解決すること」を伝え、希望をもたせるとともに、自尊感情を高めるよう配慮する。

## ②いじめられた児童の保護者に対して

- ・心の痛みや悩みを共感的に理解し、家庭からの要望を聞く。
- ・発見当日のうち、保護者に面談し、事実関係、学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- ・保護者にも共感的に寄り添い、継続して家庭と連携をとりながら解決に向かって取り組むことを伝える。家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

## ③いじめた児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などを十分に聞き、行動の背景にも目を向ける。
- ・毅然とした対応と粘り強い指導を行い、「いじめは許されないこと」であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。

## ④いじめた児童の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、「いじめ」事案の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処に当たっての方針

- ・いじめを受けた児童生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- ・いじめに係る事実を徹底的に明らかにし、対処に当たる。
- ・いじめを受けた児童、行った児童のいずれにも、その心情に寄り添って指導、支援する。

### (2) 重大事態の意味

児童がいじめを受けたことにより

- 児童が自殺を企図した場合または自殺の兆候が推察されるとき
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ズボン下ろしなど性的な辱めを受けたとき
- 保護者同士の問題が発生し、解決に至らない場合。

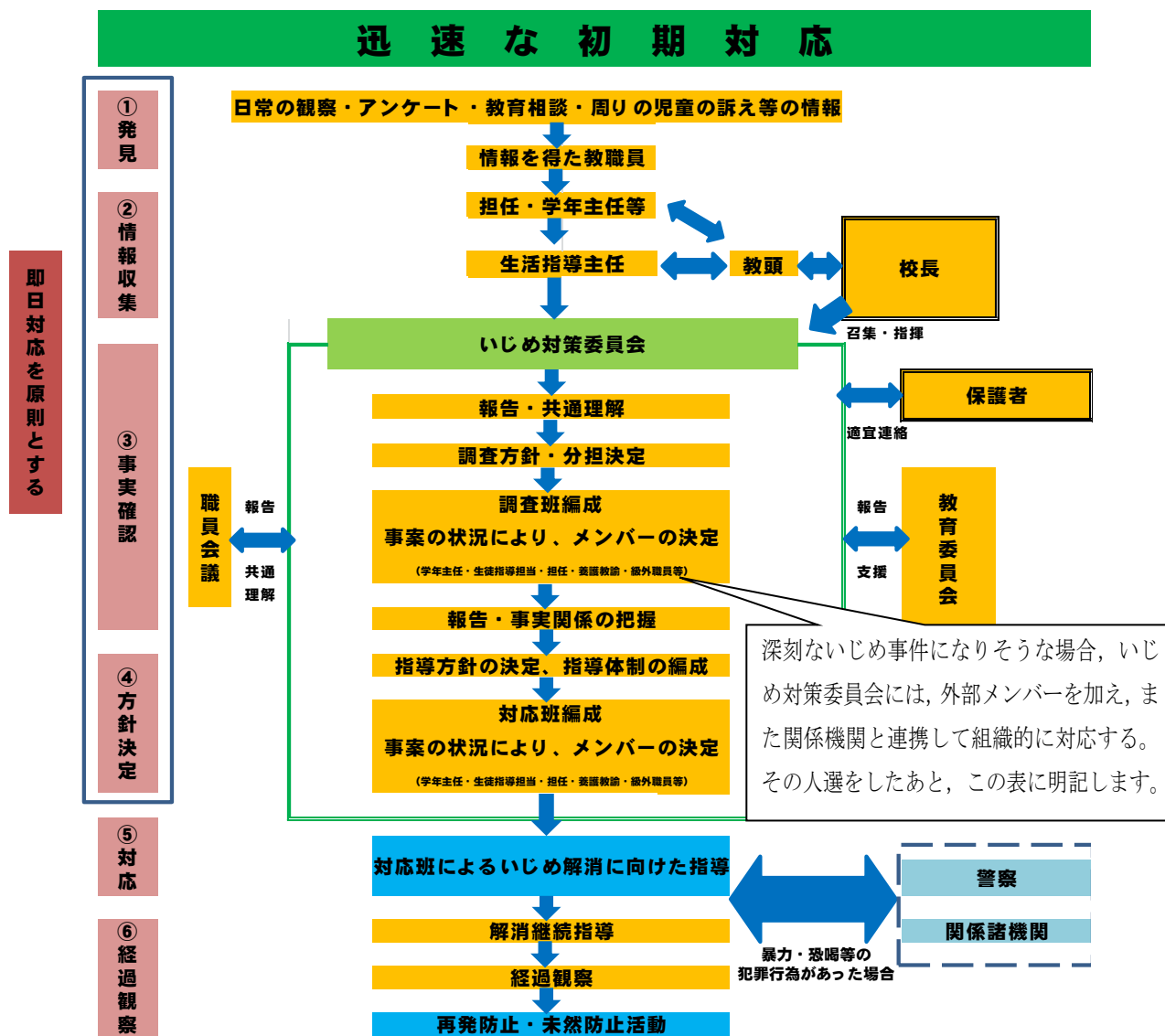
### (3) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 6 年間指導計画

月	児 童	教 職 員	保護者・地域
4	・校外子ども会，集団下校 ・「大野のこども」	・生徒指導全体計画作成 ・子どもを語る会	・諏訪神社祭礼
5	・連休の過ごし方 ・運動会 ・ほっとふりかえりカード		
6		・子どもを語る会	・個人懇談会
7 8	・友達とのかかわりアンケート ・教育相談 ・校外子ども会 ・夏休みの生活	・教育相談 ・同和・人権研修 ・自殺防止・いじめ防止研修 夏休み「大野の子ども」配付	・個人懇談会 ・保護者アンケート
9	・ふれあいウォーク ・教育相談 ・ほっとふりかえりカード	・教育相談	・諏訪神社祭礼
10	・教育相談 ・ほっとふりかえりカード	・教育相談 ・学級を語る会 II	
11	・市生活学習意識調査	・いじめ防止，自殺予防についての研修	
12	・児童会祭り ・教育相談 ・友達とのかかわりアンケート ・冬休みの生活 ・校外子ども会	・アンケート集計分析 ・冬休み「大野の子ども」配付	・店舗巡視結果配付 ・個人懇談会 ・保護者アンケート
1	・ふれあい縄跳び大会 ・ほっとふりかえりカード	・教育相談 ・学校生活アンケート評価	
2	・六送会 ・友達とのかかわりのアンケート		
3	・校外子ども会 ・春休みの生活	・子どもを語る会 ・春休み「大野の子ども」配付	・店舗巡視結果配付
通 年	あいさつ運動 学習参観：道徳人権授業 縦割り清掃班活動 いじめ防止スローガン		

## 7 組織対応マニュアル



- ※ いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ※ いじめ解消にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめ情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
- ※ ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に協議し慎重に対応することが必要である。
- ※ いじめ対応にあたっては、児童から聞き取った内容や指導経過、対応について記録し、保存する。その取り扱いには重大な個人情報であることを意識し、留意する。

## 8 大野小学校いじめ防止対策委員会

### ☆学校職員

- ・校長      ・教頭      ・教務主任      ・研究主任      ・生活指導主任
- ・養護教諭      ・当該学級担任      ・学年主任

### ☆PTA・地域関係

- ・PTA会長      ・民生委員      ・主任児童委員      ・スクールカウンセラー等